

22 外貨定期預金

平成29年10月1日現在

商 品 名	外貨定期預金
販売対象	・ 個人および法人のお客さま
期 間	・ 1 か月、3 か月、6 か月、1 年
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入通貨 (3) 最低預入額 (4) 預入単位 (5) 預入時の 為替相場	・ 一括預け入れ ・ 米ドル並びにユーロ。 ・ 100米ドル以上又は1,000ユーロ以上 ・ 1 補助通貨単位 ・ 円貨から外貨への換算相場は店頭表示の電信売相場（T T S）を適用し、預入時の為替相場を予約済みの場合は当該予約相場となります。
払 戻 (1) 払戻方法 (2) 払戻時の 為替相場	・ 満期日以後に利息とともに払戻します。 ・ 外貨から円貨への換算相場は店頭表示の電信買相場（T T B）を適用し、払戻時の為替相場を予約済みの場合は当該予約相場となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 満期日以後のお利息は、解約又は書換継続をした日における外貨普通預金の利率により計算します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1 通貨単位とし、1 年を365日とする日割計算
税 金	・ 個人のお客さま…お利息には20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。 ・ 平成28年1月1日より法人のお客様は、総合課税となり国税15.315%の税金がかかります。 ・ 個人のお客さま…マル優の取扱いはありません。 ・ 為替差益は雑所得として課税されます。（為替差損は黒字の雑所得から控除できます。）
リスクに関する事項	・ 為替変動リスクがあります。 - 為替相場の変動に伴い、払戻時の元利受取円貨額が預入時の円貨額を下回るいわゆる元本割れが生じる場合があります。 - 円を外貨にする際（預入時）及び外貨を円にする際（払戻時）は手数料（1ドル当たり片道1円（往復2円）、1ユーロ当たり片道1円50銭（往復3円））がかかります。 - したがって、預入時に適用する為替相場（T T S）と払戻時に適用する為替相場（T T B）は米ドルで2円ユーロで3円の差があり、お客さまのご負担となります。 - このため、為替相場に変動がない場合でも、払戻時の元利受取円貨額が預入時の円貨額を下回るいわゆる元本割れが生じる場合があります。 ・ 預金保険の対象外となります。 ・ 為替相場に急激な変動があった場合は、公表相場が適用されない場合があります。
手 数 料	・ 預入時 円を外貨にする際手数料を含んだ為替相場であるT T Sレートを適用。TTSレートには為替手数料（1米ドル当たり1円、1ユーロ当たり1円50銭）が含まれます。 - 外貨現金、外貨旅行小切手による預け入れは原則としてお取扱いいたしておりません。 ・ 払戻時 外貨を円にする際手数料を含んだ為替相場であるT T Bレートを適用。TTBレートには為替手数料（1米ドル当たり1円、1ユーロ当たり1円50銭）が含まれます。 - 外貨現金、外貨旅行小切手による払戻は原則としてお取扱いいたしておりません。 ・ その他の手数料は当金庫窓口へお問い合わせください。

次ページへつづく

付加できる 特約事項	満期受取円貨額を確定するために、先物為替予約を締結することができます。 締結金額……100米ドル以上又は1,000ユーロ以上 締結回数……預入日から満期日の前日までの間で、1証書1回のみ 受付時間……営業日の午前9時から午後3時まで
中途解約時の 取扱い	- この預金は原則として中途解約はできません。 - やむをえず中途解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における外貨普通預金の利率により計算した中途解約利息とともにお支払いします。 - やむをえず中途解約する場合は、別途、中途解約コストが発生する場合があります。 - 先物為替予約を締結している場合は中途解約はできません。
金利情報の 入手方法	当金庫ホームページ「金利一覧」のページをご覧ください。 又は、当金庫窓口にお問い合わせください。
為替相場情報の 入手方法	当金庫窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。
その他の参考 となる事項	- 外貨預金については、当金庫に対する債務の担保とすることはできません。 - 取扱いは本部国際部で行い、営業店は取次扱いとなります。 - 証書及び計算書のお渡しは、取扱日の翌営業日以降となります。 - 外貨現金や外貨旅行小切手による預け入れ・払戻は原則としてお取扱いいたしておりません。

北おおさか信用金庫